



今村 弘志議長

ここが聞きたい!! 一般質問

皆様の生活にかかわる
大切な内容について、

市議会議員が市に対して質問を行います。

9月定例会では、13人の議員が一般質問を行いました。

(令和7年9月17日から9月19日まで実施)

◆一般質問とは…

市政全般について、市の執行機関に対し事務の取組状況や予算の使い方、市の将来に対する考え方などについて議員が質問を行い、市長や部長などが答弁をします。

◆質問事項はどうしているの？

質問事項については、議員個人が日々の活動の中で収集した情報や問題意識を、市の一般事務の範囲内において議員個人が自由に決め、市の見解を求めます。

◆質問の制限時間は？

9月定例会においては、議員1人当たりの持ち時間（答弁を含む。）を60分として質問を行いました。

◆一般質問の順番について

一般質問は、議長の許可を得て、質問することができます。質問の要旨を定められた期間内に議長へ文書で通告した順番となります。

◆一般質問資料の投影について

令和5年3月定例会から、議会ICT化の取組として、インターネット中継及び議場内のマルチビジョン等で資料の投影を行っています。

今議会では、2名の議員が資料の投影を実施しました。写真や画像を映すことによって、質問の内容をよりわかりやすく示すことができます。

9ページ下段の志木市議会インターネット中継から一般質問の様子をご覧いただけます。





天田 いづみ



豊かな人間性を育む 小中一貫教育について

義務教育学校には、思ってもみなかった新しい学校をつくっていくという希望があると思う。様々な意見を酌み取りながら、義務教育学校に向けてのプロセスにおける全てを、貴重な教育の営みとして一つ一つ積み上げていくことが大変重要な生きた教育と考える。二度とない機会に遭遇している、ある意味チャンスだと、子どもたちも後になって、義務教育学校の1期生だったと思うときがきつと大人になって来ると思う。義務教育学校だからこそできることがあると考えるが、令和9年度に向けて、わくわく感やチャレンジ感を持てる取組をどのように進めていくか伺う。

◎教育長

義務教育学校開校後は、これまで限定的であった乗り入れ指導や前期課程における教科担任制を日常的に実施し

ていくこととなる。具体的な教育活動は、志木の森学園の教職員によるワーキンググループを中心に検討している。3校で大切に育んできた文化や伝統を融合させながら、鼓笛隊や運動会、体育祭をはじめとする行事も、従来のスタイルにこだわらず、義務教育学校だからこその新たな取組にチャレンジしていく。また、児童生徒自身が主体となり、学校のルールやきまりなどについて話し合う活動を通じて、1年生から9年生までの児童生徒が意見を

を出し合い、自分たちの学校は自分たちでつくる取組も考えている。さらに、地元企業や商店等と連携し、学校と地域のつながりの中で、お互いによりよく成長していく取組などの検討も進めている。

知識・技能だけでなく非認知能力こそ、子ども達が20年後、30年後、激動するグローバル社会の中で、それぞれの個性を生かしながら、目標に向けて努力し、たくましく生き抜くための原動力になるものと考えている。

その他の質問項目

- ヒートアイランド現象を緩和し、市民生活を守るための緑化について
- 柳瀬川の維持管理について



小池 真由美



小中学校の水泳授業について

小・中学校の水泳事業について、水難事故から身を守る学習の現状について、伺う。本市では、令和2年度より小学校の水泳授業を民間のスイミングスクールに委託する取組を開始した。この取組は、児童の泳力向上や学校プール

の維持費削減、教職員の負担軽減などを目的としている。屋内温水プールでの授業を通じて、天候や気温に左右されず年間を通して安定した指導が可能となる。また、専門性の高い指導により、児童一人ひとりの泳力向上につながり、本年からは、中学校1年生も対象と伺っている。こうした取組の一方、本年も水難事故のニュースが多く取り上げられた。子どもの水難死亡事故の61・8%が河川と湖沼・池で発生しており、夏休み期間中に多くの子どもが水辺で遊ぶためと考えられる。私自身、いろは親水公園右岸と柳瀬川で遊んでいる方を見かけ、はらはらした。

これだけ暑いと水遊びをたくさんのも分らないが、水深30センチでも溺れることがある。本市小・中学校で、水難事故防止に関する学習はどう行われているか、伺う。

◎教育政策部長

小・中学校の水泳授業については、学習指導要領に基づき、知識や技能について系統的に実施しており、水難事故防止に関わる学習項目についてもその中に含まれている。

本市の小・中学校の水泳事業については、現在、水泳指導の民間委託により実施しているが、学習指導要領の内容に沿いながら、子どもたちの実態に即した内容で行っている。

「水泳の事故防止に関する心得」などについては、小学校低学年から各学年で学び、安全への理解を一層深めているところである。また、高学年の学習には「安全確保につながる運動」があり、背浮きなどで続けて長く浮くことができるように学んでいるところである。

今後についても、子どもたちの泳力向上を推進するとともに、水難事故防止の観点についても系統的に学べるように水泳授業を進めていく。

その他の質問項目

- 男性の育児休業について
- 防災減災対策の推進について
- 乳幼児健診について



吉澤 富美夫



児童生徒の健康及び 学習環境を確保するため の猛暑対策について

学校施設における給水設備の在り方は、児童生徒の健康や学校生活の快適さに直結する重要な要素である。特に、毎日子どもたちが口にする飲料水の質や供給の仕組については、安全性、衛生面はもちろんのこと、学びの環境をより豊かにする観点からも、丁寧に考えていく必要がある。

また、受水槽方式は災害時の防災機能として重要な役割を果たしており、万が一の地震や断水の際には、受水槽に蓄えられた水を避難所に集まる市民の飲料水として利用することができ、市が防災都市として強靱性を確保する上で大変有効な仕組であり、今後も維持・強化していくべきと考える。

そこで、水道メーター直後、受水槽に入る前の段階で、野外水道を設置することはできないか。受水槽を経由せずに直接水道本管から供給される生水を児童生徒に提供することができ

る。また気温による影響を比較的に受けにくいいため、より冷たい状態で利用することが可能となる。特に夏場の体育や部活動の後、冷たい水で喉を潤すことは、子どもたちの体調管理や熱中症予防の観点からも効果的である。

こうして子どもたちが毎日安心しておいしい水を飲むことができ、かつ災害時に市民が利用できるような仕組を整えていくことができないか本市の見解を伺う。

◎教育政策部長

本市の水道は、志木の恵み「水輝」として販売するほどおいしい水となっており、学校の給水設備も適切な点検や清掃などを行い、安全な水として供給している。しかし、受水槽を経由するため給水管の距離が長くなり、昨今の気象状況により、外気によつて温められた水が蛇口から出てくることもあると考えられる。

現在、市内の小中学校では、児童生徒が水入りの水筒を持参しているが、水道メーターから直接水を引き込むことで、夏場の屋外活動時にも子どもたちが有効に活用できる水飲み場を提供できると考えられることから、今後、費用対効果を見極めながら、その整備手法について探っていく。

その他の質問項目

●下水道施設点検の安全確認について



阿部 竜一



補聴器助成制度 について

加齢性難聴は高齢者の約半数に見られ、生活の質を低下させ、外出や交流が減少し、認知症リスクを高め、社会的孤立を招く。難聴への対応は健康寿命の延伸や介護予防の観点からも重要で、補聴器の装着は、不安や支障を軽減し、コミュニケーションの円滑化や社会参加を促す有効な手段だが、片耳で10万円以上が必要で、経済的な理由から導入を断念する高齢者が少なくない。市では、障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度難聴の18歳未満を対象とした難聴児補聴器購入助成事業を実施しているが、高齢者が対象の制度はない。一方、県内の他市では、中度難聴の高齢者が対象の補聴器購入費助成制度を導入し、助成額は2万円から5万円程度で、多くの自治体が一社会計から財源を充てている。一部の自治体では、国の介護保険者努力支援交付金を活用し、自治体単独の財政負担

を軽減し制度を運用している事例もある。補聴器の普及促進は介護予防や認知症予防という国の施策とも整合する。国の交付金等を活用し、高齢者を対象とした補聴器購入助成事業を導入し、将来的な医療費、介護費の抑制につながる取組を進められないか、伺う。

◎福祉部長

補聴器は、精密で高価な医療機器で、使用者それぞれの聴力に合わせ何度も調整を行う必要がある。補聴器より集音機が聞こえやすいなど、聴覚補助機器の選択には個人差がある。財源としての交付金は、高齢者の介護予防、健康づくり等に資する取組を推進するためのものとして、基本的には、それぞれの評価指標の達成状況に応じ交付されるため、補聴器の購入補助事業の導入により若干の上増しはあるが、聴覚機能の低下の予防や機能の改善といった成果を基にした交付額の上増しは難しく、十分な財源確保には至らない。最近では、技術の進歩により軟骨伝導の機能を用いた機器の普及もあり、引き続き他の高齢者福祉サービスの状況も踏まえ、総合的に判断していく。

その他の質問項目

●柳瀬川堤防上の自転車の通行規制について

●水道事業会計及び下水道事業会計の今後の見通しについて

一般質問

新複合施設建設に向けたＥＣＩ方式による発注について、伺う。ＥＣＩ方式による施工事業候補者の公募が本年11月に開始され、令和8年2月に事業者を決定し、その後1年程度かけ設計変更や事業費の再積算の上、最終的に施工業者を決定するという説明があった。気になる点は、このスキームで事業を進めた場合に、仮に令和9年3月までに施工事業者から見積りが提出されずとして、金額が想定外に大きくなってしまった場合、例えば上限が200億円ぐらいと思っていたが、その際見積りが300億とか400億とかというような形になって、あくまでも仮定の話だが、市として、借金がでさるといふ適正範囲を超えてしまった場合、果たして建設の行方というのはどうなるのか。通常の公共施設建築の事業プロセスでは、この施工業者の見積りというのは大体いつものケースだ



田畑 寛治



新複合施設建設と今後の市の財政について

と全ての積算がなされないと提示がされてきていないが、今のスキームだと令和9年3月くらいまで建築費の見積りが出てこなくて、それまでは建設の可否ということが判断できないという理解で正しいかどうかを伺う。

◎市長公室長

現在、準備を進めている新複合施設建設事業で導入予定のＥＣ－方式は、施工事業者の技術提案や協力の下、工事の品質向上や効率化、コストの削減、さらにはスケジュールの短縮等について検討・協議を行う手法である。

今後、本年11月のプロポーザルの公募開始後、施工事業候補者の決定、契約を経て、令和8年度にかけて設計変更の再積算を行うが、見積金額が妥当であると判断した場合には、令和9年度の工事着工を目指すこととしている。今後、EＣ－方式による発注に向けて準備を進めていく。

その他の質問項目

●生活保護の手続における年金申請支援事業について

●志木ニュータウンの再開発について



高山 優太



未来へ繋ぐための政策について

全国では令和5年度、小・中学校の不登校児童生徒は34万6,482人、11年連続で増加と公表されている。長期欠席者は49万3,440人で、うち不登校が7割を占めている現状である。一方、支援の届き方には課題があり、不登校のうち、学校内の機関で専門的な相談、指導を受けていない子どもが約13万4,000人と、その中で90日以上長期化が約6万7,000人とされている。長期化が見える中で、その層をどうつかまえ、どう学びを切らさずに支えるかが大切だと思う。受皿の整備という点では校内支援ルームの設置も全国で進み、令和6年7月時点ですでに1万2,712校に達している。校内の別室、学校外のセンター、家庭でのICT支援など、複線的な選択肢をどう編成し、子どもに合う動線を実装するかが問われている。

市として、不登校支援の体制や取組

をどう進めているか、教育センター等の状況と学校との連携について伺う。

◎教育長

本市の不登校児童生徒数は、全国、県と同様に増加傾向で、令和6年度は過去最多となる162名である。本市では、スマート教員によるきめ細やかな複数・少人数指導の展開や、学校ごとに実施する個別面談や生活アンケートにより児童生徒の不安や悩みの把握に努め、不登校の未然防止に取り組むとともに、学校福祉相談員による家庭訪問や、教室以外での学習支援、オンライン授業の実施など多様な学びの支援を進めてきた。また、教育サポートセンターでは、ステップルームの開室やホームスタディー制度などの不登校対策を進めている。あわせて、心理相談員や学校福祉相談員等が学校における教育相談部会に参画して、専門的な立場から助言をするなど、学校との連携を図っている。なお、ステップルームへの参加や相談員との面談を児童生徒・保護者が希望する場合には、保護者や学校の申請を基に進めている。

その他の質問項目

●医療・介護・保育分野における人材確保と定着支援について

●人口増を目指した若年層の転入・定住促進支援について



上野 琢磨



生理用品の無料配布について

生理の貧困というワード、特にコロナ禍以降よく聞かれる。この生理の貧困というのは、経済的な理由により必要な生理用品を適切に購入、使用できない状態を指す。これにより、女性が学校や職場に通い続けることが難しくなったり、健康や衛生面でのリスクが高まったりすることがある。生理用品は基本的な衛生用品でありながら、経済的な負担が原因で十分に手に入らない状況は社会的な問題として注目されている。

県内の幾つかの市町村では、生理用品の無料配布や支援策が進められている。近隣市だと、朝霞市では市役所、市内の小・中学校、児童館、子育て支援センター、公民館、総合福祉センターのトイレなどで無料配布をされている。また、最近ではO-1rという生理用品無料配布アプリがあり、県内では狭山市の各公共施設、富士見市の

らぽーと、さいたまスーパーアリーナなどの商業施設にディスプレイが設置されていて、アプリをダウンロードして取り出しボタンをタップするだけでナフキンが取り出せる仕組みになっている。こういったものも活用しながら、全国的にも生理の貧困問題に向き合っている自治体がある中で、現状、志木市の公共施設では生理用品の無料配布などの取組がなされているのか伺う。

◎福祉部長

経済的な理由から生理用品の購入が難しいといった話を耳にすることはあるが、こうした課題に対し、本市では「福祉の相談窓口」である基幹福祉相談センターなどの相談窓口において個々の困窮の状況や生活課題などをしっかりと把握し、必要な支援をすることが重要であると考えている。

このため、一時的な課題解決ではなく、今後の生活全体の安定に向けての支援が最も重要であるとともに、設置をしたとしても、必ずしも困窮している本人に提供できるとは限らないため、市内公共施設のトイレに生理用品を常時設置することについては考えていない。

その他の質問項目

●教育施策について



古谷 孝



福祉施策について

障がいを持つ方々がその能力を最大限に発揮し、社会の一員として活躍することは、共生社会を実現する上で不可欠な課題である。しかしながら、働く意欲や能力があっても、制度的な壁によって、就労を諦めざるを得ない方々が依然として多いのが現実である。特に、重度の障がいを持つ方々は、通勤が困難であったり、職場での水分補給などの日常行為に介助が必要となるが、現行のサービスは、原則として、自宅での生活支援が中心で、就労現場での支援は適用されず、この制度の隙間が就労を妨げる障壁となっている。このような課題に対し、国は2020年10月から、重度障がい者の通勤・就労を支援するための取組として、地域生活支援事業との連携による重度障害者等就労支援特別事業制度を定めた。先進的な取組をしている自治体が現在100市町村ほどあり、本市でも、誰

もが希望を持って働ける社会を実現すべきであると考えている。そこで、事業導入の所見について、奈良市などが実施している重度障害者等就労支援特別事業を立ち上げる考えはあるか。導入を検討する場合、想定される課題、予算、人材確保、スケジュールなど、具体的なロードマップについて、どう考えるか。また、県と連携し、事業を円滑に立ち上げていくことができるか、伺う。

◎福祉部長

重度障害者等就労支援特別事業は、重度障がい者の就労機会の拡大を図るため、雇用施策と福祉施策が連携して、障がい者の通勤の支援や職場での身体介護などを行うことにより、働く意欲のある障がい者を支援する制度と認識している。事業の導入に当たっては、雇用者側等との連携に基づく一体的な支援が必要となるが、当該制度が認知されていないという課題もあり、利用実績から見ても、県内ではさいたま市1市のみであることから、スムーズな制度利用に至っていないと推察される。

本市では、導入の課題や県との連携について、まずは対象者のニーズを把握することが重要であると考えている。

その他の質問項目

●観光施策について
●上下水道施設について

一般質問



中村 智紀



防災DX化について

防災DX化について、初期災害時対応として、特に市民の状況がどうなっているかということに対して、非常に有効ではないかと考える。防災アプリの一種で防災トークに加入しているが、高齢者も多く、使い方がまだ伝わっていないし、未加入者が4割となっている。防災トークは、リーズナブルな価格である。災害があつた場合、防災危機管理課が対応すると考えるが、人材のリソースには限りがあり、東日本大震災のような大規模な震災が起つた場合、市民の安否確認をするためにはどうしたらいいのかと思う。

本市で防災アプリを導入する計画などがあるか、安否確認を共有できるネットツールの構築を予定しているか。埼玉県が第2期DX推進計画を本年から始めているが、志木市のDX化は、NTT東日本との協定締結など、デジタル推進の最先端を行っており、

埼玉県の中で1、2位を争うと思うが、現状どのような形でNTT東日本と進捗しているか。災害発生時、電気及び携帯通信が遮断された場合、災害時の無線をどのように活用しているか、また、各町内会の自主防災会との連絡ツールはどのようにしているか伺う。

◎総務部長

防災アプリについては、様々な情報が確認できる有効なツールであるが、現在、本市では、防災行政無線などの情報伝達手段を確保していることから、全市民的な防災アプリの導入予定はない。NTT東日本とは、災害時のデジタル活用を検討した。システムの有効な活用手法を見いだすまでには至らなかったが、その後、情報交換などを重ね、「災害時自動架電システム」を本年度から導入することとした。

災害時のIP電話機は、災害対策本部と各避難所及び消防団との情報伝達手段として使用している。町内会、自主防災組織間との連絡手段として使用することは想定していないが、連携の強化を図っている。

その他の質問項目

- 障がい者施策としてヘルプマーク・ヘルプカード普及について
- 不登校対策について
- 小中一貫教育、義務教育学校について
- 防犯灯、道路照明灯のLED化について



岡島 貴弘



子ども性暴力防止法施行及び日本版DBS導入に伴う本市の運用や対応などについて

2026年施行予定の（通称）こども性暴力防止法及び日本版DBS、性犯罪歴を持つ者が子どもに関わる職業に就くことを防ぐための制度の導入に伴う本市の運用や対応などについて伺う。子どもたちがたくさんいる場に、性犯罪歴のある者は近づかないでほしいということが私の強い思いである。一般的に性犯罪は、再犯率が高いと言われ、社会復帰に関してはもちろん支援していきたいとは思っているものの、性犯罪に関しては、全く理解ができるものではない。

例えば水泳授業は民間委託をしているが、その事業者が認定制度への参加を求めていくのかなど、どう考えていくのか。また、子どもたちに容易に接することができるような場所には、性犯罪歴がある者は近づかないよう義務の範囲や対象はどこまでか、分かる範囲で教えてほしい。さらに、犯罪歴照

会による発覚を恐れ、就職辞退や離職もあり得るが、人員不足となった場合の対応はどうするのか。今後、調査担当の職員を常駐させるか、業務自体として業務委託をするか、現在の方向性について伺う。

◎教育政策部長

日本版DBSは、イギリスの制度を参考に、子どもと接する仕事に従事する者の性犯罪歴等を確認する制度で、令和6年6月26日に公布の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」、いわゆる「こども性暴力防止法」に基づくものである。

同法の施行期限が令和8年12月25日であることを踏まえ、国では、本年4月に有識者会議を設置し、現在、その円滑な施行に向け、必要となる法令やガイドライン等の検討を進めている。

国によれば、この検討状況も見つつ、本年秋以降には制度施行に関する周知を本格化させる必要があり、本制度に直接関係する子ども、保護者、事業者、従事者をはじめとする国民全体に周知を行っていくことから、国の動向を注視していきたいと考えている。

その他の質問項目

- 道路上に置かれている乗り入れ（段差解消）ブロックについて
- 防災キャンプについて



河野 芳徳



中高生の居場所 について

児童センターは18歳までが対象だが、小学校を卒業すると、小さな子が遊ぶところという認識もあり、中高校生になると受皿が少なくなる。児童センターを建設する計画があるが、完成まで数年を要することから、保護者からは、早く対応できないかという声が上がっている。ふれあい館「もくせい」のような既存施設を中高生の居場所づくりに生かすことができれば、完成を待たずに取組を前に進めることは可能である。児童センター整備を待つだけでなく、義務教育学校開校後の志木第四小学校など、既存施設を生かした中高生の居場所づくりをどのように進めていくのか、所見を伺う。

◎子ども・健康部長

新たな児童センターの整備に向けて、「志木地区児童センター整備基本計画」を策定し、中高生世代を含む18

歳未満の全ての子どもが、自分らしくいられる居場所とすることを整備の基本方針の一つとして掲げ、異年齢や多世代と交流できるスペースや自習スペースなど、中高生の居場所となる機能も備えることを予定している。今後、利用対象となる子どもたちの声を取り入れながら、利用したいと思える施設にしていく。

◎教育政策部長

義務教育学校開校後、志木第四小学校は、児童生徒の多様な学びの場とするよう検討を進めている。令和6年度に実施した「義務教育学校設置に向けての意識調査」をもとに、自習室や部活動スペース、不登校児童生徒を支援する教室に加え、教育サポートセンターの分室機能として、学園と連携した教育相談や適応指導教室の実施などを検討している。体育館及び運動場は、授業や部活動の他に、児童生徒の活用がない時間を地域開放につなげ、地域とともにある学園となるよう計画を進めている。学園の児童生徒のために、地域の方とのふれあいなど、多様な学びを生み出すスペースとなるよう、様々な声を参考に、検討していく。

その他の質問項目

- 町内会の防犯灯について
- ムクドリに対応について
- 介護予防について



鈴木 潔



新河岸川河川比流量 について

近年、線状降水帯、局地的ゲリラ豪雨など1時間当たり50から100ミリという記録的な豪雨が頻発し、小排水路の溢水、道路冠水、床下・床上浸水がいつ発生してもおかしくない状況である。これまでの対策としては、近年の出水状況及び流域開発状況の変化に対応するため、新河岸川の流域整備計画を改定した。荒川上流河川事務所では、新河岸川の治水安全度を向上させるため、南畑排水機場並びに朝霞水門、朝霞調整池を整備し、洪水時に活用し、浸水被害の軽減を図ってきた。新河岸川の流域整備計画を改定してから20年経つが、いまだに比流量の緩和には至っていない。課題として、市の雨水管は面積等から考えると、1時間当たり50ミリの降雨を想定した整備がされている。近年の線状降水帯、局地的ゲリラ豪雨の1時間当たり80から100ミリの豪雨には対応し切れず、内水氾

濫を起こしている。未改修区間の河道拡幅などを早急に完成するよう、県への強い働きかけを要望する。

◎都市整備部長

近年、気候変動の影響により、時間雨量50ミリを超えるような短時間強雨の発生件数の増加や台風の大規模化など、豪雨災害が激甚化、頻発化、局地化している。そのような豪雨があった場合、ポンプによる排水が間に合わず、内水被害が生じてしまうおそれがあり、河川の比流量の見直しは、内水被害の軽減に向けた有効な手段である。

新河岸川の河川整備の進捗状況等について、県に確認したところ、志木市より下流、和光市の白子川との合流点から越戸川との合流点までの約2.6キロメートル区間のうち、白子川との合流点から新河岸川水循環センターまでの約1.5キロメートルの区間を重点区間として、護岸工事や河道ぎょうあい部分の掘削、拡幅部分の用地交渉を行うなど、河川改修事業を推進し、残りの区間も、鋭意用地取得に向けた整備等を行っている。

また、柳瀬川において現在整備が進められている水谷調節池は、令和8年度から運用を開始する予定である。

今後、未改修部分の早期完成と整備状況に合わせた新河岸川及び柳瀬川における比流量の見直しについて、引き続き県に要望していく。

一般質問

日本の学校教育にて、部活動の在り方が大きな転換期を迎えている。部活動の地域展開と拠点部活動の取組が全国各地で進められ、県では、文部科学省の方針を受け、埼玉県地域クラブ活動推進計画を策定し、地域移行を推進し、スポーツ庁と文化庁が公表した「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終取りまとめでは、改革の方向性を明確に示している。大規模な変革を円滑に進めるために、自治体ごとに綿密な計画を立て、関係する生徒、保護者、団体等への丁寧な説明が不可欠である。本市は、国の方向性を踏まえ、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終取りまとめの中で、令和10年度までには部活動地域展開に着手するという方向だと聞いている。今後混乱が起きないよう、保護者や生徒が抱くであろう不安や疑問に丁寧に答える体制を構築していく必要があると考えるが、来年度以降、部活動の地域展開を進めていくに当たり、拠点部活動を導入できないか、伺う。



安藤 圭介



部活動の地域展開について

◎教育政策部長

スポーツ庁及び文化庁は、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終取りまとめを公表し、休日の地域展開等に着手していない地方自治体でも、令和8年度から10年度までの間には確実に着手し、できることから地域クラブ活動の実施等を進めることが必要であるとの方向性が示された。本市では、学校主体の学校部活動のうち、休日の活動については令和10年度を目途に、地域が主体となり、地域全体で支えていく地域クラブ活動への転換を図っていきたいと考えており、令和8年度以降、地域クラブ活動への展開が可能な学校部活動から順次試行的に地域展開を進めていく予定である。今後、本市の地域展開の概要など、詳細が決まり次第、市内中学校の生徒や保護者に丁寧に知らせていく。また、拠点校部活動は、部活動の地域展開を進める上で有効な手段の一つであり、学校や生徒への影響を考えながら、慎重に検討していく。

その他の質問項目

- 部活動の拡大について
- 中心市街地活性化の取組について

LIVE

議会インターネット中継について



ご利用には別途通信料がかかりますので、Wi-Fi環境下でのご利用を推奨いたします。アクセスが集中した場合や、ご使用になる接続環境によっては、中継をご覧いただけないこともありますのであらかじめご了承ください。

志木市議会インターネット中継▶



令和4年9月定例会から議会インターネット中継を再開しています。

本会議の開催中はライブ中継を視聴できますので、定例会の様子をご覧ください。

ライブ中継には字幕表示がご利用いただけます。ご利用の際は、ライブ中継時に「字幕表示あり」を選択してください。字幕表示は、AIによる音声認識技術により自動で生成されるため、正確な表記ではない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、過去の定例会（平成26年6月定例会から令和元年12月定例会まで、及び令和4年9月定例会以降）の録画配信もしておりますので、詳しくは市公式ホームページをご覧ください。

次回の令和7年12月定例会の会期日程（案）は、12ページをご覧ください。